

第4回 泉区和泉町住居表示検討委員会議事要旨

日 時	平成23年3月24日(木) 10時～11時35分
開催場所	泉区役所 4階4D会議室
出席委員	検討委員：日並会長、佐久間副会長、佐藤副会長、新井委員、黒田委員、笠井委員、渡辺委員、中村委員、坂崎委員、小林委員、八木委員代理、太田委員、山本委員、星野委員代理 事務局：花園窓口サービス課長、田島住居表示係長、三宅水谷区政推進課長、市川企画調整係長、木村
欠席委員	望月委員、須藤委員、松原委員、甲賀委員
開催形態	公開(傍聴人1人)
議 題	1 報告事項 (1) 事務局に寄せられた意見について (2) 各地域に寄せられた意見について 2 議題 (1) 南東部エリアの実施区域及び町界について (2) 次回検討委員会までの周知内容について (3) 次回検討委員会について
決定事項	市街化調整区域であっても、地域から実施区域に含めてほしいとご要望があり、住所の著しい混乱が認められる区域については、再度検討を行う。

議 題
<p>1 報告事項</p> <p>(1) 事務局に寄せられた意見について</p> <p>【会長】各地域から寄せられたご意見・ご要望等について、説明をお願いします。</p> <p>【事務局】資料1「事務局に寄せられた意見等」の1番から17番は、前回の検討委員会で一度集計した27件のうちご意見・ご要望に関する17件を、どこの地区からのご要望か分かるようにまとめ直したものです。分かる範囲で、ご住所を何百番台までお示ししています。</p> <p>18番から25番は、前回の検討委員会以降に寄せられたものです。反対意見をお持ちの方が多く、手続きが面倒なのでやめてほしい、というようなご意見をいただいています。25番の方は、10番、18番と同じ方です。「4桁の地番や3桁の枝番号では住所は混乱していないのではないか」、「対象区域の全員から実施の賛否を聞くべき」、「実</p>

施は住所混乱のある最小限の地域にしてほしい」、「案の決定前に、地域の住民にきちんと説明を行ってほしい」、というご意見でした。また、ご意見を検討委員会にきちんと伝え、検討結果を議事録に載せてほしいと書かれていました。

実施に賛成の方からは、「早く実施してほしい」というご意見もありました。

【会長】ここに書いてあるものが住民全体の意見ではありませんが、ご不満のある方には丁寧に対応しなければならないと思います。議題を話し合った後で、気が付いたことがありましたら、ご意見をいただければと思います。

(2) 各地域に寄せられた意見について

【会長】各地域に寄せられたご意見はありましたか。特になければ、先に進みたいと思います。

2 議題

(1) 南東部エリアの実施区域及び町界について

【会長】事務局から、「東南部エリアの実施区域及び町界について」説明をお願いします。

【事務局】資料2の南東部エリアの実施区域について説明します。第3回検討委員会で検討した実施区域の案について、各地域で検討していただいた結果をまとめました。検討期間がとても短く、ご意見をまとめるのが難しかったと思いますので、改めて期間を設けて、次回で実施区域案を決めたいと考えています。

各地域からのご意見は、市街化区域（資料2の裏面にある図の黒い点線の部分）のみで実施する案に対して、賛成か反対かいただいています。和泉北部連合は賛成で、「地域の意見を全て聞いているとどこで線引きするかまとめるのが難しい」というご意見でした。和泉中央連合は、「南東部エリアの実施区域の考え方が和泉町全体の基準となるので、まとめるまでにもう少し時間がほしい」とのことで保留でした。中田連合の下村町内会は賛成で、「検討委員会の決定に従う」というご意見でした。下和泉連合の原町内会は、「バス通り（立場ターミナルから湘南台駅東口間をつなぐ）と環状4号線が交差するところまでの市街化調整区域の取り込み」、中丸町内会は、「町内会域の市街化調整区域（赤い点線の「ア」の部分）の取り込み」のご要望があり、いずれも反対でした。また、下和泉連合のその他の自治会町内会も反対で、「市街化調整区域の取り込みをもう少し考えてほしい」とのご意見でした。富士見が丘連合の下和泉住宅自治会は、「制度上やむを得ない」ので賛成、和泉第一自治会は、「まとめる時間が短かったため」保留となっています。

いくつかの地域から市街化調整区域の取り込みについてご意見がありましたので、事務局で再度検討した結果、次のようなご提案をしたいと思います。

まず、国の研究で、同番地の住所を探すには30棟が限度という資料がありますので、

今回は、同番地が 30 棟以上あるところを住所が混乱している区域の目安としました。市街化区域では、606 番地は 116 棟あります。また、道路をはさんで 606 番地の向かいに 1666 番が 50 棟見られるなど、住所の混乱が著しい部分があります。一方、市街化調整区域にも、「ア」の 1831 番地（青い点線の部分）は 40 棟以上あります。今後検討する区域に隣接する市街化調整区域にも、1966 番地など 30 棟以上の同番地があります

そこで、市街化調整区域であっても、「市街化が進んでおり住所の混乱が認められる区域」は、実施区域に含めることを検討してはどうかというご提案をしたいと思えます。すると、「ア」の区域は 1831 番地に住所の混乱が見られるため、実施区域に含めて検討しますが、「イ」と「ウ」の区域は、家が建て込んでおらず、現段階では住居表示の必要性が少なく、実施区域には含めないということになります。

【委員】前回の検討委員会で、市街化調整区域の「ア」、「イ」、「ウ」は含めないという結論が出たはずですが。なぜ今更、新しい基準を出すのですか。30 棟以上あることは、事務局は分かっていたはずですが。なぜ、前回、その説明がなく、急にこのような話になるのですか。道路や河川がなく、区域を分けられないため、「ア」、「イ」、「ウ」は含めないという話だったはずですが。それが変わったのはどういう経過ですか。

【事務局】住所の混乱の指標として「同番地が 30 棟以上あると住所が分かりにくい」と考えたときには、「ア」の部分も住所の混乱が著しいため、検討地域に含めてはどうかということです。

【委員】前回そういう説明がありませんでした。道路や河川などの明確な境界がないため実施区域に含めない、と事務局から説明があり、検討委員会でも実施区域に含めないという結論に達したはずですが。今日のやり方に不信感があります。

【事務局】前は、市街化調整区域も実施区域に含めてほしいというご要望があったのに対し、原則通り市街化区域だけでやるべきだというご意見もありましたが、議論がそのままになっています。前回、事務局としては、市街化調整区域を含まない案を提案させていただいたのですが、今までも調整区域を取り込んでいる例がありますので、実施区域に含める際の判断の目安をお示しました。

【委員】以前から「ア」の地域に同番地が 30 棟以上あることは事務局では分かっていたはずですが。なぜ、これまでの検討委員会でそのことをきちんと説明しなかったのですか。第 3 回検討委員会で、市街化調整区域は含めず、大原則でやろうと決めた後、急にこのような基準を持ち出されても納得できません。

【委員】そういうことはありません。第 3 回検討委員会では、「この案で、各地域で議論してください」、となりました。今までは、検討委員会の中だけで議論していましたが、今度は委員が案を持ち帰って、各自治会町内会や役員会で議論した結果、出された意見がこれです。それを今回検討委員会で報告されたのですから、手続きとしては間違っていないと思います。

【委員】このような資料を早い段階から説明していただければ、「市街化調整区域も含めるべき」と、別の結論が出たと思います。

【委員】前は、市街化調整区域を含めない案が、事務局の案として出ただけです。

【委員】我々はそれを承認しました。

【委員】承認したのではなく、事務局の案を各地域に持ち帰って、賛否がどうか検討したわけです。その結果に対して、一つのアイデアが新しく出たので、今回検討しようということだと思います。前回の案は、検討委員会で合意したのではなく、事務局の一つの案として出されたものだという認識でいいと思います。

【会長】各地域で検討したところ、反対があったわけです。その中で、こういう案もあるがどうか、検討委員の皆さんに、聞いて決めようとしているわけです。

【委員】検討委員会で合意して決まった案に対し、反対意見があったからこうするのだという説明がありませんでした。はじめからこういう資料を説明していただければ、意見は違って来たと思います。この地域ではない委員からすると、唐突に新しい資料を出されて、条件が変わりましたから案を変えます、と言われていたわけです。検討委員会にきちんと資料を示して、意見を集約すべきです。

【事務局】説明不足で申し訳ありません。「ア」の部分に家が建て込んでいることは分かっていたのですが、地元の方のご意見もいただいたので、同番地の件数や枝番の分析など、細かい分析を今回させていただきました。その上で、このくらいであれば実施区域に含めることも可能ではないかと、お示しさせていただいたところでした。

【会長】新しい意見として、「ア」、「イ」、「ウ」の中で、「ア」は家が建て込んでいるけれど、市街化区域ではないから外す、ということだと不満が出るのではないかと感じていました。

今回、一つの目安が出されました。今後、長後街道周辺のエリアも検討しますが、やはり、市街化調整区域で家がたくさん建っているところは、検討しないということになれば反対意見も出てきます。こういう目安があれば、再度検討してもよいのではないのでしょうか。

【委員】同番地 30 棟を基準にしたということですが、「ア」、「イ」、「ウ」のそれぞれの部分について、そういうところがあるのかないのかきちんと説明していただかないと、納得できません。

【事務局】「ア」の部分は家が建て込んでおり、1831 番地が 40 棟以上あります。また、枝番号に規則性がなく、住所の混乱が認められます。「イ」、「ウ」の部分は、30 棟を超える同番地等がなく、現段階では住居表示の必要性が低いと考えています。

【会長】「今のところは」ということです。数年かけて検討しているうちに、この部分で建物が建ち、同番地が 40 棟出てくるかもしれません。そうすれば、住居表示を検討したり、実施した町への編入を検討することはあり得ます。

【委員】今後、家が建ちそうなところは、それを予測して実施区域に含めるのがいい

のか、この時点で線引きした方がいいのか、はっきりさせる必要があります。予測を含めてやると大変になる。「ここは家が建ちそうだ、できそうだから実施区域に含めてよ」となると、たくさん要望が出てしまいます。

【会長】今、検討している時点で、一つの基準として同番地が 30 棟以上あるところは調整区域でも入れる、ということです。「イ」と「ウ」の部分で、後から同番地が出た場合は、その時点で検討するということだと思いますが、いかがですか。

【委員】事務局の提案は、「ア」だけを含めて検討するということですか。

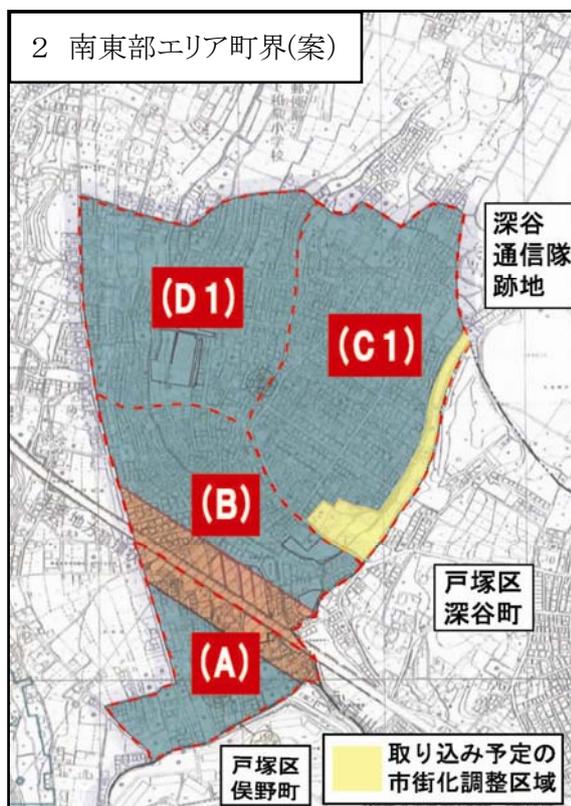
【事務局】「ア」、「イ」、「ウ」の中で、「ア」の部分には住所が混乱している部分があるので、検討区域に含めましょう、ということです。そして「ア」を検討区域に含めようとするとき、町の境界を道路や河川などにしようとするとき、赤い点線の部分でやるのがいいのではないかと、というご提案です。

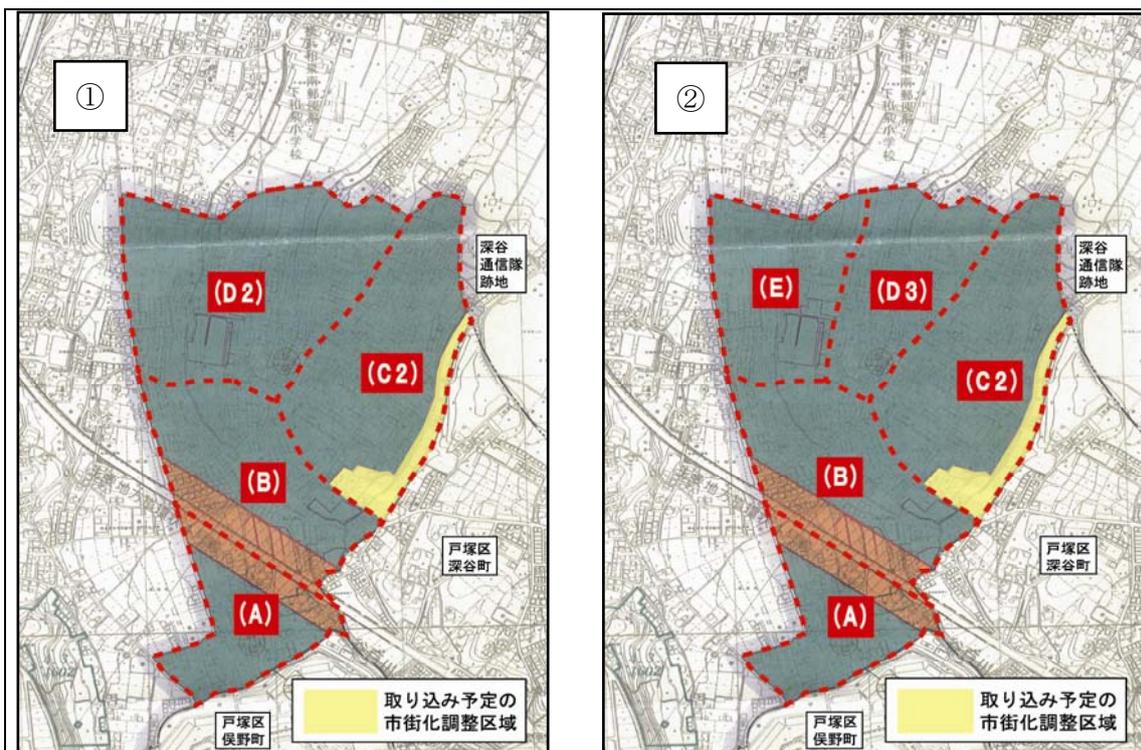
【会長】資料 3 について、合わせて説明してください。

【事務局】実施区域は、1つの町には広すぎますので、いくつかの町にしなければなりません。町の境界は公道や河川、水路、鉄道などで、入り組んだりしないように、分かりやすいところを境界とします。町の面積の基準は、0.132~0.165 km²で、街区が 30 から 50 くらい入る広さになります。

資料 3 について、平成 23 年 1 月 18 日に、地域の方と事前の打ち合わせを行った際に、事務局の原案としてお示したものが、「2」の案です。AとBの町の境界は環状 4 号線です。Aの面積が狭くなりますが、環状 4 号線は町の境界として分かりやすいと考えています。Bの北側の C 1 及び D 1 との境界は、生協の前の地域の方がよくお使いになる道です。C 1 と D 1 の境界は水路が含まれる部分です。この原案に対して地域の方からいただいたご意見を反映させた案が、3つあります。

①は、原案で C 1 と D 1 の町の境になっているところを、地域の方がよく使う生協の横の道路に変更した案です。この案では、C 2 と D 2 の面積が基準内に収まります。また、原案で C 1 と D 1 の 2 つの町としている部分を、3つの町にしたものが②です。こうすると、D 3 と E の面積が、基準より少し小さくなります。

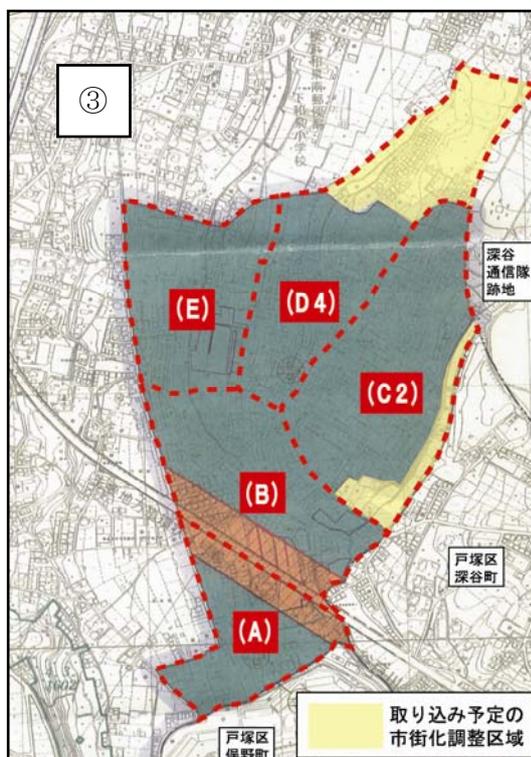




一方、先ほど市街化調整区域の「ア」の部分を実施区域に含めて検討することをご提案しましたので、その際の町の境界の案が③です。D 4に「ア」の部分を含めると、D 4の面積も基準内になります。

【会長】前回の検討委員会で、「ア」、「イ」、「ウ」の部分は含めない形で提案しましたが、それを各地域で検討したところ、下和泉連合から、「ア」の部分はどうしても取り込んでくれという意見が出ました。この内容を受けて事務局で再度検討した結果、同番地が 30 棟以上あって住所が混乱している地域は含めてはどうだろう、ということになり、「ア」の部分も検討の対象としよう、ということになったわけです。何かご意見はありますか。

【委員】「ア」の部分を入れると、今後検討する区域も同じ考え方で取り込むことになると思います。その時に、今回取り込みを検討する「ア」の部分と、今後検討する区域、例えば 31 棟ある 1966 番地を取り込んだ区域は接するようになるのでしょうか。市街化調整区域を取り込んだのに、そ



の間が空くことになると、町の形がおかしくなります。市街化調整区域を取り込むのであれば、町が接するようになるのか、そこまで検討しておく必要があるのではないかと思います。

【事務局】今は何とも言えません。今後検討する区域は、市街化調整区域と市街化区域の境が入り組んでおり、どこを境界としたらよいか難しい区域です。また、南東部エリアとの間は畑が多い地域です。町の境界をどこにするかは個々に検討する必要がありますため、お約束はなかなかできません。

【委員】後から実施する区域と間が空いてしまうのはどうかと思います。

【事務局】南東部エリアについては、いったんここで話を進めさせていただいて、次のエリアを検討していく中などで、ご指摘の市街化調整区域をどうしていくか、考えたいと思います。最初に和泉町全体で実施区域を検討するのは、範囲が広い時間がかかりまので、事務局としては、いったん、南東部エリアで検討することをご提案させていただきたいと思います。ただ、和泉町全体をみながら実施区域を考える必要があるというご意見は重要なポイントだと考えています。

【委員】最初に、事務局に取り込みの基準はありますか、という質問をしたところ、基準はありませんと回答しました。今回、「ア」を含めて検討することは、同番地が多いことを基準としていると思います。その他のところは、同番地が多くないからやらないという判断だと思いますが、他の判断基準もあると思います。それについて、ぜひご検討をいただきたい。例えば、数値にならなくても、市街化調整区域を実施してほしいという地元の要望がすごく強い場合、これを判断基準として実施区域に含めるという検討はできますか。いろいろな判断基準を持っていただきたいと思います。検討委員会で、地域の要望を取り込む基準を考えていただきたい。

【事務局】基準が「ない」というのは、住所の混乱状況、周辺の道路等の整備状況、公図の状況など、いろいろな条件の兼ね合いを見て判断するので、「これをひとつ満たせば実施するという基準」はない、ということです。「ア」の部分も、住所が混乱している部分はあるものの、町の境界を道路で明確に区切ることを考えると、住居表示が難しい北側の畑も取り込まざるを得ないという難しい部分もあります。「住所は混乱していないけれどやってほしい」と言われると困ってしまいます。この道に境界を持っていけば町の環境がより分かりやすくなる、など、個々の状況を整理していくことが必要です。それを積み重ねて、和泉町全体で見えていかないと、こことあそこで条件が違う、ということになってしまいます。これが一つあれば実施できるというものはないということをご理解いただければと思います。

【事務局】今回ご要望をいただいた中で、事務局で実際に現地を確認して細かく検討した中で、一つ基準としてお示ししたもので、これが、今後、他の地域を検討する中での基準にもなると思います。しかし、この基準が全てではなく、地域の実情に応じて基準を見直したり、新たな基準をつくったりすることが必要だと思います。ご要望

がそのまま基準になるのではなく、ご要望の中でつくれる基準があるのか検討をさせていただくという流れだと思います。

【委員】地域の要望は、「こういう理由での要望ですよ」、「こういう理由で入れてもらいたいんですよ」、というのを書いていただき、それを検討委員会で検討して、それが結果的にダメならダメでということです。今後、他のエリアを検討する中で、同じような条件が出てくると思います。そっちでは認めてこっちではできない、となると不公平になるので、具体的な理由を出した方がいいと思います。

【事務局】「市街化区域でも同番地が 30 棟あれば検討の対象としてはどうか」というのも、一つのご提案として、事務局がお諮りしているので、それをどう扱うかということ、検討委員会でお話いただくということです。

【委員】市街化調整区域の取り込みについて、ある種の結論めいたことが出ましたが、それについて、各地域に持ち帰って説明は必要だと思います。何でこういう要求をしたのに入らなかったのかということは当然あると思います。「ア」は検討に含めることになったにしても、何で「イ」、「ウ」は含まれないのかということ、各地域で説明する必要があると思います。今の説明で大丈夫だということならそれはそれでいいのですが、その辺が少し引っかかります。

【委員】今日出された新しい考え方で、自分の地域は一つの区切りができるのかな、と感じました。この案で落ち着くとしたら、この理由で町内を説得せざるを得ないと感じています。検討資料では集約されていますが、私たちの町内会で検討した内容を説明させていただいて、ご意見がありましたらお聞かせいただきたいと思います。今日の資料の中に、「住居表示を進めていくと和泉町が分断される可能性がある事も了解をいただいた上で検討を開始している」とありますが、分断の可能性があるのでなく、分断されることになります。和泉町が2つに分かれます。どこかで2つの和泉町が繋がってればいいのですが、完全に長後街道を中心にして2つに分かれます。私たちは、和泉町の中に2つの町を残すのはいかななものかと思っています。このような飛び地は一般的なもので、問題にするのがおかしいというのなら、教えていただきたいですし、私はそういう形で町内を説得したいと思っています。入口の議論で申し訳ないのですが、その点について教えてください。

【事務局】飛び地はたくさんあるわけではありません。また、住所を分かりやすくするという目的であれば、飛び地を無くしていく方針です。戸塚区吉田町や泉区中田町は飛び地になっていますが、それが望ましいということではありません。

和泉町では、昭和 50 年代から住居表示の要望がありましたが、市街化調整区域が約 6 割ありますので、「和泉町全体でやるのは困難です」というのが、これまで地域の方々とのやりとりです。では、そのまま和泉町はずっと検討できないのか、ということになりますので、今回、飛び地になる問題はあっても、一度検討をしてみよう、ということからスタートしました。

【委員】経過は承知しています。旧和泉町は1箇所にしておくべきです。なんとか分断を避けていただきたい。こういう訳で、環状4号線から米軍深谷通信隊跡地までの間を実施区域に含めていただけないか、と意見を出しました。確かに畑や空地は多いです。しかし、中田北二丁目、三丁目には、より広い空地が取り込まれています。状況はいろいろあったと思いますが、そんな大きな畑が、住居表示で既に支障なく管理されています。そうであれば、中田北二丁目、三丁目よりずっと狭い和泉町の市街化調整区域が管理できないことはないはずです。

【会長】平成23年8月頃までに何とか実施区域を決めたいと、検討を進めているところですが、今日、新しい提案がありましたので、このことについて各地域でまた話をしていきたいと思います。少し間隔が詰まった感じで検討が進んでいましたが、1か月で、各地域で意見をまとめるのは無理です。4月になって、会長や役員も替わりますので、少し間隔をあけて、実施区域についても一度各地域で議論していただきたいと思います。「イ」、「ウ」については、和泉町全体を考えていく中で、他のエリアを考えたときにまた話が出ることもあると思います。まず、今検討しているエリアのスタートを切らないと、その次に行くことができません。

【委員】和泉北部は最初から除外されていますが、皆さんが納得しているわけではありません。市街化調整区域の取り込みの話が続いていくと、和泉北部の方も「もう一回意見を聞いてくれ」、ということになると思います。我慢できるところは我慢して、まずスタートしてほしいと思います。和泉北部も一緒にやってほしいという意見はたくさんあります。今までは、大原則で説得しているんです。取り込みが広がれば広がるほど、この部分を取り込んでくれという話が出てきます。検討委員会の話を持ち帰れば、「もめるなら、私の方も一緒に入れてくれ」、という話になりかねません。きれいな形で納得しあって、どこかで我慢していただきたいんです。そうしなければ、スタートできないと思います。

【委員】今の意見に賛成です。検討委員会で重箱の隅をつつくようなことをやっていたら、検討が進まないと思います。何回も同じ議論をしています。

【会長】今回は一つの提案があって、南東部のエリアについては、「ア」を含めて検討する案を、今日の検討委員会の案にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員】教えてください。「ア」の部分は、家が建て込んでいるのはエリアの四分の一くらいで、あと四分の三はほとんど家などがありません。そういう家が何にも無いところでは、どうやって住所を付けるのですか。

【事務局】街区を区切る道路ないので、街区を区画することができません。今すでにあるお家の部分を中心に混乱の無いように街区の番号を付け、畑の部分は、広さなどから街区をいくつくらい用意しておけばいいのか推測して、番号を付ける準備をしておきます。畑などがあまりに広いと、街区をいくつ用意するかの推測が難しいので、実施が難しいということになります。

【委員】私の町内会は二つに分断されますが、「大原則として、畑では技術的に住居表示はできない、市街化調整区域だから対象外」ということで話を進めています。そこに、「同番地が 30 棟」という基準ができて、あそこは取り込むということになると、大原則が崩れて收拾がつかなくなります。もっと合理的に、皆さんが納得できるように決めていかないと、私たちの町内会は混乱します。

【事務局】市街化調整区域の取り込みについては、個々の場所でいろいろな事情がありますが、一つの基準として、「市街化調整区域でも住所が混乱しているところは考慮してはどうか」、「住所の混乱は、同番地が 30 以上あると分かりにくいという国の考え方に従って判断してはどうか」というご提案をさせていただきました。これに従い、「ア」の部分については、実施区域に含めることをご提案させていただきました。この提案について各地域でご検討いただき、地域の皆さんとの合意できたやり方で実施区域を決めていくこととなります。ここを決めなければ先に進めません。次回、検討委員会としての実施区域の案を決めたいと考えています。「ア」の部分を入れることを決めたとということではなく、このような案もあります、ということです。

【委員】今回の検討委員会の内容は、町内会に持ち帰って説明しにくいです。「大原則はあるが、分かりやすい住所にすることが目的なので、取り込みなどは個々の条件によって変わる」ということでしょうか。「あつちは取りこんだけど、こちらは条件が違う」、「個々の条件の違いは検討する」、ということでしょうか。

【事務局】住居表示の原則は原則としてあるのですが、それに基づいた事務局の案に対して、「原則通りにやるとかえって分かりにくくなるのではないか」というご指摘がありました。そこで、分かりにくくなるのであればどうしたら改善ができるのかという視点で検討して、「市街化調整区域であっても、同番地が 30 棟以上あって住所が混乱しているところは、実施区域に含めて検討する」という考え方をお示ししたということです。これを採用するのかわからないのかについて、各地域でご検討いただきたいと思います。検討の期間を長めに取りたいと思いますので、次回、実施区域が決められれば、と思います。

【委員】住居表示実施に賛成か反対か、あるいは町名について、アンケートを実施するとありましたが、それについて、今回の検討委員会で報告がありません。最終的に住民アンケートを採るのはいつ頃を考えていますか。

【事務局】逆算になります。動かさないのが、住居表示審議会への諮問で、平成 24 年秋に実施する場合、遅くとも平成 24 年 1 月になります。その前に、検討委員会で検討した町界や町名について、この案でいいのかという住民説明会を設け、その上で案を決定しています。審議会に諮るためには、平成 23 年 11 月末までにこの案を決めていないといけませんので、住民説明会は平成 23 年 10 頃になります。南東部エリアだけでも連合が 2 つ関係しており、説明会には結構時間がかかると思います。その 1 か月前くらいに説明会実施のお知らせをしないとイケませんので、平成 23 年 9 月に

は説明会のスケジュールが決まっている必要があります。そうすると、平成 23 年 8 月くらいに町名と町界の案を決める必要があります。それまでに、町名などを決めるアンケートをやるとい話があり、その方法を決めなければいけませんので、厳しいスケジュールです。次回エリアが決まらなと、24 年秋の実施は難しいと思います。

【委員】 審議会の開催は年 1 回ですか。

【事務局】 審議会は任意で開けますが、平成 24 年の 5 月市会に議案を上程するためには、平成 24 年 1 月には審議会を開催する必要があります。

【委員】 南東部エリアだけですか。

【事務局】 南東部エリアだけです。実施区域が広いと、法務局で公簿の書き換えができない、郵便局で配達が混乱するといった問題があります。このスケジュールを 6 年繰り返すと、実施予定区域が全部終わります。例えば、ここが 1 年遅れると、全部が 1 年遅れます。

何で秋に実施するか、というと、秋にやると年賀状で住所が変わったことをお知らせできるからです。それがなければ時期はいつでもいいのですが、なるべく混乱の無いように、秋の実施は目指したいと思います。

【委員】 8 月までに町界町名を精力的に決めましょう。次回は 5 月末か 6 月に実施します。8 月までに 2 回は最低やらないと間に合いません。

【事務局】 その間アンケートもやらないといけないので。予定より 1 回分遅れていますが、無理して進めても、住民説明会などでうまくいかないということではおかしくなりますので、やはりここで時間をかけたいと思います。

今回の検討会の内容や、各地域で検討していただく内容をまとめた資料を後日お送りし、役員さんが変わっても分かるようにします。できるだけ、連合単位で意見をまとめていただき、お返しいただければと思います。

【委員】 今までは少しゆっくりやっていましたが、これから 8 月に向けて精力的に検討しましょう。平成 24 年 1 月の審議会に間に合うようにお願いします。

資 料	資料 1	事務局に寄せられた意見等
	資料 2	南東部エリアの実施区域について
	資料 3	南東部エリアの町界について